

奈良県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月12日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

奈良県公安委員会規則第8号

奈良県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

奈良県警察国有物品管理規則（昭和39年10月奈良県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中奈良県警察本部の項を次のように改める。

奈良県警察本部	警察本部長	警務部会計課長	<ol style="list-style-type: none">1 物品の管理に関する事務のうち、物品出納員に対する供用命令及び物品供用員に対する受領命令に関すること。2 物品の管理に関する事務のうち、物品供用員に対する払出命令及び物品出納員に対する受入命令に関すること。3 物品の管理に関する事務のうち、物品供用員に対する供用換えのための払出命令及び受領命令に関すること。4 物品管理官に対する物品（重要物品を除く。）の返還に関すること。5 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165
---------	-------	---------	---

		<p>号) 第99条第7号の規定に該当する随意契約に係る物品（重要物品を除く。）の修繕又は改造に関すること。</p> <p>6 近畿管区警察局奈良県情報通信部長が管理する通信物品（重要物品を除く。）の無償使用の申請、受領、異動及び返納の通知に関すること。</p>
--	--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。